

宍粟市地域創生総合戦略の延長及び次期戦略について

1 第一次宍粟市地域創生総合戦略の延長について

現在の宍粟市地域創生総合戦略は令和元年度で計画期間を終えることとなっていますが、次のことから令和2年度まで計画期間を1年間延長し、令和3年度からの新たな総合計画に一本化することとします。

- ▽ 市のまちづくりに関する最上位計画である第二次総合計画後期基本計画を令和3年度から令和7年度までの5か年計画として新たに策定すること
- ▽ 人口減少や少子高齢化が継続しており、さらに地域創生に重点を置いたまちづくりを進めていく必要性が高いこと
- ▽ 市民との協働によるまちづくりを推進ため、市のめざす将来像を市民にわかりやすくすること

2 延長期間の数値目標・KPIの設定について

延長する1年間の数値目標・KPIは、平成30年度までの実績数値を踏まえ、次の考え方を基に設定します。

- ▽ 現在の総合計画で設定している“まちづくり指標”は、令和2年度の目標値を設定しているため、同じ数値目標・KPIの場合は、まちづくり指標との整合を図ります。
- ▽ それ以外の数値目標・KPIについては、基本的には方向性を引き継ぎ1年間の目標値を設定します。

また、令和3年度からの新たな総合計画及び総合戦略に設定する指標・目標値は、一本化することとし、施策や取組の進捗状況を計る指標として目標値の根拠を明確にします。

3 延長する総合戦略に関するその他の改定について

令和元年度に国・県の新たな5か年の総合戦略が示される予定です。市町村の総合戦略は国・県が策定する総合戦略を勘案することとされており、延長期間での総合戦略にも国・県の計画を踏まえて必要な改定を行います。

また、森林から創まる地域創生の実現に向け、「木育」に関連する事業など、すでに取組を開始しているも延長する総合戦略に盛り込んでいきます。

第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び第2次宍粟市地域創生総合戦略策定スケジュール（H30～R2）

	2018年度（平成30年度）				2019年度（令和元年度）												2020年度（令和2年度）															
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
市 議 会	●			●			●			●			●			●			●			●			●			●				
宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会 (①②については旧戦略委員会)									①		②		③		④	⑤		⑥	⑦		⑧		⑨									
(小委員会) 現計画・戦略及び人材確保・定住促進基金事業の評価			①					②				○								○			○									
市民ワークショップ					企画・参加募集		実施																									
パブリックコメント																					パブコメ実施											
前期基本計画及び第1次戦略の評価・検証 (市内ヒアリング)		シート作成		シート配布	ヒアリング																											
市民アンケート 中高生アンケート		調査票検討		実施	報告書作成																											
各種団体との調整等 (担当部局)					意見の聴取等																											
後期基本計画及び第2次戦略					計画骨子作成			計画素案作成						計画案作成																		
計画冊子の作成																													デザイン・編集		印刷・製本	
計画概要版の作成																													デザイン・編集		印刷・製本	

【その他】

- ・部局長等会へは計画の進捗等について適宜報告を行う。
- ・議会へは常任委員会等を通じて計画の進捗等について報告を行う。